

第四十五号議案

学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和二年二月十九日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成七年東京都条例第四十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「常時勤務の者及び地方公務員法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る」を「都立学校等に勤務する講師の報酬等に関する条例（昭和四十九年東京都条例第三十号）第二条第一項に規定する時間講師及び同条第二項に規定する日勤講師を除く」に改める。

第四条の次に次の一条を加える。

（教育職員等の業務量の適切な管理等に関する措置）

第四条の二 教育委員会は、学校教育の水準の維持向上に資するため、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和四十六年法律第七十七号）第七条に規定する指針に基づき、教育委員会の定めるところにより、教育職員、実習助手及び寄宿舎指導員（以下この条において「教育職員等」という。）が第十条に規定する正規の勤務時間及びそれ以外の時間において行う業務の量の適切な管理その他教育職員等の健康及び福祉の確保を図るための措置を講ずるものとする。

第二十条中「については」の下に「、第四条の二」を加える。

附 則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。

(提案理由)

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律（令和元年法律第七十二号）の施行に伴い、教育職員等の業務量の適切な管理等に関する措置に係る規定を設けるほか、規定を整備する必要がある。